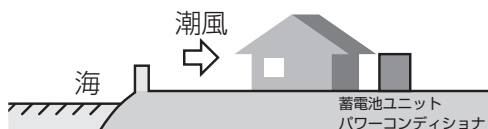


塩害 / 重塩害地域の区分について

本書では、塩害 / 重塩害地域を次のように区分し、蓄電池ユニット・パワーコンディショナが設置できる地域を定めています。

●塩害地域：

潮風は直接当たらないが、潮風の霏困気になる場所



○ 蓄電池ユニット・パワーコンディショナ
を設置できません

●重塩害地域：

潮風の影響を受ける場所



× 蓄電池ユニット・パワーコンディショナ
を設置できません

■ 瀬戸内海および東京湾・伊勢湾の指定地域

潮風	海岸からの距離				
	300m まで	1km まで	1～2km	2～7km	7km 以上
当たらない	○ (塩害地域) ^{※2}			○ (一般地域)	
当たる	× (重塩害地域) ^{※3}	○ (塩害地域)		○ (一般地域)	

■ 外海に面する地域

潮風	海岸からの距離				
	300m まで	1km まで	1～2km	2～7km	7km 以上
当たらない	× (重塩害地域) ^{※3}	○ (塩害地域)		○ (一般地域)	
当たる		× (重塩害地域) ^{※3}	○ (塩害地域)	○ (一般地域) ^{※5}	○ (一般地域) ^{※4}

■ 沖縄・離島

× 潮風の影響や海岸からの距離に関わらず、蓄電池ユニット・パワーコンディショナを設置できません。^{※3}

※1：詳細地域は次ページをご確認ください。

※2：海岸からの距離 0～50m の海水のしぶきがかかる岩礁隣接地域では設置できません。

※3：蓄電池ユニット・パワーコンディショナの屋内設置は可能です。

※4：北海道 松前町～稚内市 / 東北 青森県東通村～山形県温海街 の地域

※5：※4を除く地域

設置基準：東京湾・伊勢湾・瀬戸内海の範囲 について

●瀬戸内海、東京湾、伊勢湾の範囲

(この範囲内は塩害エリアの判定の際、“内海”とみなします)

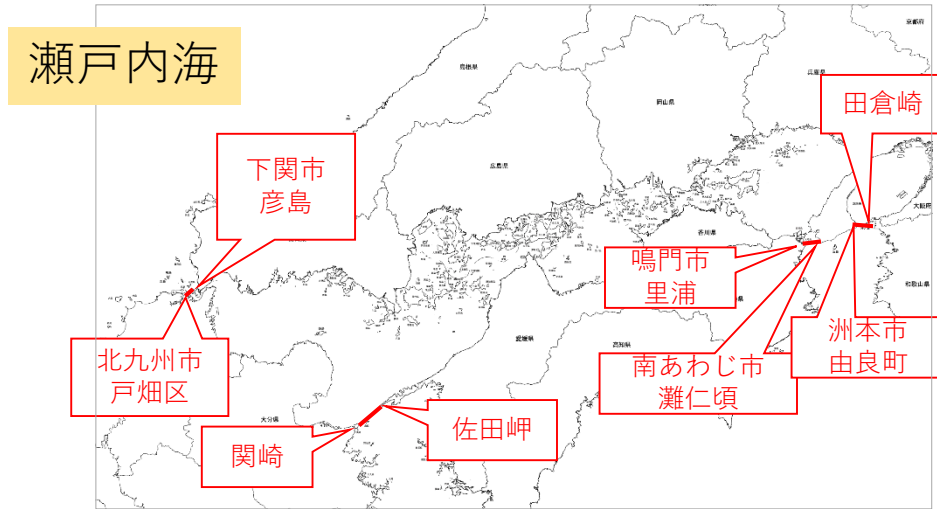
(i)瀬戸内海の範囲(淡路島を含む)

西端 - 北九州市戸畑区と下関市彦島を結ぶ線 (日本海との境)

東端 - 鳴門海峡において鳴門市里浦と南淡路市縄仁頃を結ぶ線と

洲本市由良町と和歌山市加太町田倉崎を結んだ内側

南端 - 豊後水道において、佐田岬と関崎を結ぶ線 (豊予海峡)



(ii)東京湾の範囲

西端 - 神奈川県横須賀市観音崎

東端 - 千葉県富津市富津岬を結んだ線

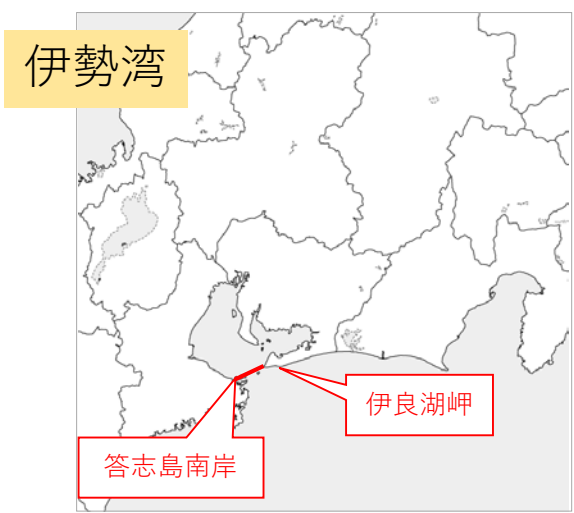


(iii)伊勢湾の範囲

西端 - 鳥羽市小浜町と答志島南岸

東端 - 愛知県田原市伊良湖町

伊良湖岬を結んだ線



上記以外の海は、“外海”とみなします。

●離島について

北海道・本州・四国・九州のいずれかの陸地から橋でつながっている島は、離島とはみなしません。 例) 佐渡島は離島、淡路島は離島とみなさない。